

政令第 号

金融商品の販売等に関する法律施行令（案）

内閣は、金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第二条第一項第三号、第四号、第十二号及び第十三号、第三条第二項、第三項ただし書及び第四項第一号並びに第八条第一項ただし書及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（定義）

第一条 この政令において「金融商品の販売」、「金融商品の販売等」、「金融商品販売業者等」、「顧客」又は「勧誘方針」とは、それぞれ金融商品の販売等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項から第四項まで又は第八条第一項に規定する金融商品の販売、金融商品の販売等、金融商品販売業者等、顧客又は勧誘方針をいう。

（金銭の信託の要件）

第二条 法第二条第一項第三号に規定する政令で定める要件は、信託財産の運用方法が特定されていないこととする。

(保険又は共済に係る契約)

第三条 法第二条第一項第四号に規定する政令で定める契約は、次に掲げる法律の規定により締結される保険又は共済に係る契約に該当しない保険又は共済に係る契約とする。

- 一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)
- 二 森林国営保険法(昭和十二年法律第二十五号)
- 三 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)
- 四 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)
- 五 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)
- 六 貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)
- 七 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)
- 八 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)
- 九 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)
- 十 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号。同法第百三十条の二第一項、第百三十六条の三第一

項第二号（同法第百六十四条第三項において準用する場合を含む。）及び第百五十九条の二第一項を除く。）

- 十一 住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）
- 十二 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）
- 十三 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）
- 十四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）
- 十五 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）
- 十六 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号。第十章を除く。）
- 十七 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）
- 十八 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第一百五十五号）
- 十九 機械類信用保険法（昭和三十六年法律第五十六号）
- 二十 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）
- 二十一 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）

二十二 小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百二号）

二十三 農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）

二十四 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

二十五 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）

二十六 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）

二十七 中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）

二十八 日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）

二十九 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）

三十 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成十年法律第二百五十一号）

（差金の授受を約する取引）

第四条 法第二条第一項第十二号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる規定により行われる取引（商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第六項に規定する先物取引及び同法第四百四十五条

の五第一項に規定する店頭商品先物取引（次条第三号において「商品先物取引等」という。）に該当するものを除く。）に該当するものとする。

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第十四号

二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第六条第三項第十一号

三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三条第三項第十三号又は第五十四条第四項第十三号

四 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条第二項第十八号又は第五十八条の二第一項第十六号

五 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の八第二項第十七号又は第九条の九第五項第一号（同法第九条の八第二項第十七号に係るものに限る。）

六 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第六項第十三号

七 農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十三条第一項第九号ノ五

八 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第二十八条第一項第十七号

九 保険業法（平成七年法律第百五号）第九十八条第一項第八号（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）

十 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条第二項第五号（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第十四条第一項において準用する場合を含む。）

（金融商品の販売となる行為）

第五条 法第二条第一項第十三号に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 金銭の信託以外の信託であつて信託財産の運用方法が特定されていないものに係る信託契約の委託者との締結

二 不動産の信託の受益権に対する投資事業に係る匿名組合契約の匿名組合員との締結

三 前条の取引以外の取引であつて同条各号に掲げる規定により行われる取引（商品先物取引等に該当するものを除く。）又は当該取引の取次ぎ

（金銭相当物の範囲）

第六条 法第三条第二項に規定する政令で定める金銭以外の物又は権利は、前条第一号に規定する信託契約

の締結に伴い顧客の譲渡することとなる金銭以外の物又は権利とする。

（顧客の行う行為を代理する者）

第七条 法第三条第三項ただし書に規定する政令で定める者は、金融商品の販売が行われる場合において顧客の行う行為を代理する者とする。

（特定顧客）

第八条 法第三条第四項第一号に規定する政令で定める者は、金融商品販売業者等とする。

（勧誘方針の策定を要しない者）

第九条 法第八条第一項ただし書に規定する政令で定める者は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く。）であつて国又は地方公共団体の全額出資に係る法人とする。

（勧誘方針の公表の方法）

第十条 法第八条第三項に規定する政令で定める方法は、金融商品販売業者等の本店又は主たる事務所（金

融商品販売業者等が個人である場合にあっては、その住所。第一号において同じ。）において勧誘方針を見やすいように掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法及び次の各号に掲げる場合に該当するとき  
は、当該各号に定める方法とする。

一 金融商品販売業者等が、その営業所、事務所その他の場所（その本店又は主たる事務所を除く。以下この号において「営業所等」という。）において金融商品の販売等を行う場合 金融商品の販売等を行う営業所等ごとに、勧誘方針を見やすいように掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法

二 金融商品販売業者等が、公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に無線通信又は有線電気通信の送信を行うこと（以下この号において「自動送信」という。）により金融商品の販売等を行う場合（前号に掲げる場合に該当する場合を除く。） 勧誘方針を自動送信する方

法

附 則

この政令は、法の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。